附 則
二十六及び二十七 削除
別表二十六の項及び二十七の項を次のように改める。
四 削除
第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。
第三条の二第三項中「第五条から第八条まで」を「次条から第七条まで」に改め、同条を第三条とする。
第三条を削る。
第一条中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。
東京都保健医療局関係手数料条例
題名を次のように改める。
東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)の一部を次のように改正する。
東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例
提出者 東京都知事 小 池 百 合 子
令和五年六月六日
右の議案を提出する。
東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例
第百二十号議案

1
この条例は、
令和五年七月一日から施行する。

2 する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。 この条例の施行の際、 現になされているこの条例による改正前の東京都福祉保健局関係手数料条例別表に掲げる事務に関

(提案理由)

組織改正に伴い、 保健医療局が所管する事務に関する手数料に係る規定等を整備する必要がある。